

# 男女共同参画推進条例の基本理念

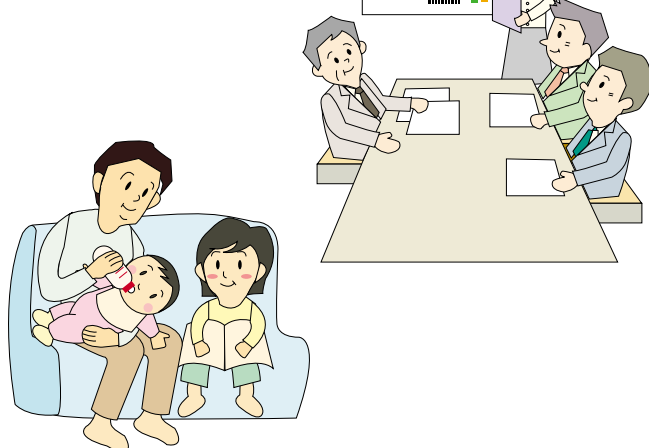
## ① 男女の人権の尊重等

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。



## ② 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。



## ③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

## ⑤ 互いの性への理解と性と生殖に関する健康と権利

男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

## ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

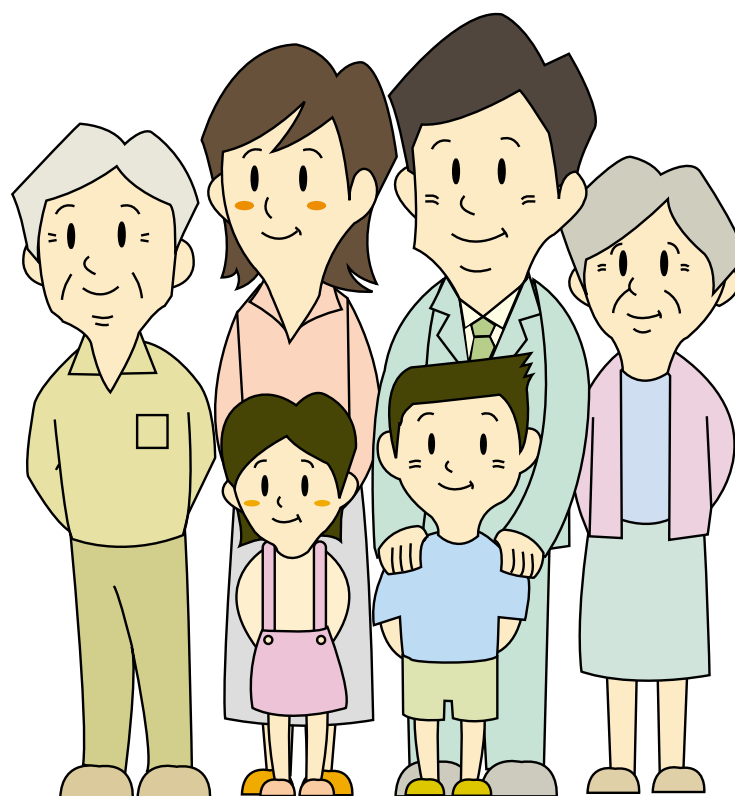
## ⑥ 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

# 「沖縄県男女共同参画推進条例」を 平成15年4月1日施行 制定しました

### 条例制定の背景

これまで県では、男女共同参画社会の実現のため、沖縄県女性総合センター「ていりる」でのセミナーや講演会の開催、各団体等の活動を発表する場の提供や女性問題に関するさまざまな問題についての総合窓口の開設など、各種事業や諸施策を実施してきました。  
(詳しくは27、23ページ参照)  
しかしながら現実には、女性に対する暴力やセクシャル・ハラスメントなどの人権侵害があります。また、社会のあらゆる分野で性別



による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会通念、慣習、しきたり等が依然として存在しています。真の男女平等の達成には、まだ多くの課題が残されています。こうしたことから県では「男女共同参画推進条例」を制定し、今年四月一日から施行しています。この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念、県、県民及び事業者の責務、関連施策の基本的な事項を定めたものです。  
国でも男女共同参画社会に向けた総合的枠組みづくりのため、平成十一年に「男女共同参画社会基

### 条例の意義・特徴

男女共同参画の推進は、県民のみならず、行政、県民、事業者が協力し、広がりをもって進めていく必要があります。  
条例の前文では、県のこれまでの取組、現状と課題、また男女共同参画社会の実現を目指す決意を述べています。  
更に、「男女の人権侵害の禁止」、「公衆に表示する情報に関する配慮」等を規定しました。また県、県民、事業者の責務を規定し、それぞれが協力しながらその責務を十分に果たすよう定めています。

### 県民意見の反映

条例の作成に当たっては、平成十四年七月に沖縄県女性問題懇話会に諮問し、同年十二月に提言を受けました。同懇話会では、八十六件の県民の皆様からの意見、県内五地区で開催した地域意見交換会でのご意見を審議に反映させました。

# 沖縄県女性総合センター「ているる」

## 各種講座

各種講座等	内 容
ているるカレッジ	女性をとりまく様々な問題を幅広い分野から多角的に学び、男女共同参画社会づくりを推進する講座です。
女性学講座	身近な問題から「女性学」の世界に触れる講座です。
アサーティブネス講座 (自己表現)	自分の気持ちを大切にコミュニケーションの方法を学ぶ講座です。
男のライフセミナー	自己表現やコミュニケーション能力を高める方法を学び、男女のパートナーシップを考える一助とし、男性の「男女共同参画社会」への関わり方について学ぶ講座です。
地域女性リーダー養成講座	各地域で活動する女性リーダーの養成と資質の向上を図る講座です。性別に偏りのない多様な意見やニーズを反映した政策や、方針決定過程への女性の参画を目的として行っています。
DV(ドメスティック・バイオレンス)対策講座等	DV(ドメスティックバイオレンス)の防止と人権意識を高めるため、本島北部や離島における地域懇談会、市町村職員等DV被害に携わる職員への講習会、大学生・高校生対象の啓発講座、シンポジウム等を行います。



## ているるカレッジ2003

7月27日(日) 13:00 ~ 16:10  
**日本文学と『女性』**  
 講師: ノーマル・フィールド  
 場所 / ているる

西欧からみた文学における日本女性たち、また日本人作家による日本文学における女性を分析することで近代日本におけるジェンダーについて考えます。  
 (シカゴ大学東アジア言語学部教授)

10月11日(土) 13:00 ~ 16:10  
**リプロダクティブ・ヘルス/ライツと男女共同参画社会**  
 講師: ヤンソン 柳沢由実子  
 場所 / 名護市

スウェーデンと日本におけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関わる諸問題・状況を比較検討することにより、ジェンダーの視点から法制度・オンズパーソン制度等を軸に今後のよりよい男女共同参画社会について考えます。(翻訳家、評論家)

総合テーマ:  
 ~ジェンダーとグローバリゼーション~

9月28日(日) 13:00 ~ 16:10  
**グローバル化社会にみるジェンダー**  
 講師: 竹村和子  
 場所 / ているる

ジェンダーはグローバル化のなかでどのように多様化しているのか。男女共同参画社会に向けた倫理と実践のあり方についてアメリカと日本の状況を踏まえて考察します。(お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授)

1月11日(日) 13:00 ~ 16:10  
**性と暴力: セクシュアリティ論とは?**  
 講師: 田崎英明  
 場所 / ているる

セックス(性行為)に関わる様々なことがらとしてのセクシュアリティについて、グローバル化社会における「暴力」「権力」「社会的力関係」とは何かを問いながら、自己と快楽という視点から再考します。(大学非常勤教員)

## この方に聞きました



第11期女性問題懇話会座長  
**大城 光代さん**

プロフィール  
 沖縄の女性で初めて司法試験に合格し、弁護士として活躍。その後裁判官に転じ、那覇地方裁判所長などを歴任。その後も県行政オンズマン、女性相談所の相談員などで活躍。「沖縄県男女共同参画推進条例」を審議する、第11期沖縄女性問題懇話会では座長を務めた。平成14年秋、勲二等瑞宝章を受章。

県内の男女共同参画の現状について、どう思われますか。

県の管理職や各種委員会委員への女性登用は、ほぼ目標に近いところまでできていますし、女性たちも、かつて問題とされたように尻込みすることはなくなったと思います。民間でも、女性の起業家も増え、今まで男性社会と見られていた職業分野に進出する女性も多く、心強いものがあります。学問・教育現場でも、男女ともに素晴らしい成績をあげており、大いに期待できるのではないのでしょうか。

反面、深夜・早朝まで街で遊ぶ若者も多く、遊びの延長で性的関係を持った結果、育てることもできない子供を産み、幼児虐待やDV(ドメスティックバイオレンス)に至ったり、福祉に頼る生活をするなど、未だに自立とは程遠い生活をしている例も多いです。

皆さんの家庭でも、子供はふだんは学校任せ、問題が起きたら行政任せになっていないのでしょうか。

男女共同参画の基本はそれぞれの自立。すべての人が自分で考えて行動できるようにならない限り、真の男女共同参画社会は実現しないと思います。

大城さんがこうした問題に関わったのはなぜでしょうか。

私は、新憲法で男女平等がうたわれたことを知って以来、ずっと男女平等を実践してきましたので、「虐げられた女性を救う女性弁護士」というイメージだけで見られることにあきらまず、完全に男女平等の職業につきたいと思い裁判官に転身しました。30年間の裁判官生活で男女を問わず公平にものごとを見る目を養ったと思っています。

こうした経験は、男女共同参画社会を実現しようとする動きが活発になってきた今、なんらかの形で活かせるのではないかと考え、県に協力しています。

この条例ができる意味はなんなのでしょうか。そして大城さんとしては県民の皆さんに何を望みますか。

この条例では、男女共同参画について、県内すべての男女にとっての理念を定めています。「自分がどう生きるか」ということは、幼いころから、幼いなりに考えるべきことです。家庭や学校で、ぜひ子供たちにもわかりやすく教えてほしいです。



## 各種相談(相談内容に応じ、利用できる時間が違いますのでご注意ください)

相談名称	内 容	利用時間
・一般的な悩みごと相談	女性の生き方、夫婦・親子関係、職場や身近な人間関係に関わる悩み事相談	* 面接相談は電話予約が必要です。 10:00 ~ 17:00 (12:00から13:00除く、水曜日、日曜日除く)
・国際女性相談	外国人との結婚、離婚から派生する問題に関わる悩み事の相談	10:00 ~ 17:00 (12:00から13:00除く、水曜日、日曜日除く)
・法律相談	離婚、財産相続、金銭貸借などの法的な問題に関わる悩み事の相談	14:00 ~ 17:00 毎週金曜日
・心の健康相談	心の悩みについて女性精神科医による相談	14:00 ~ 17:00 毎月第3木曜日

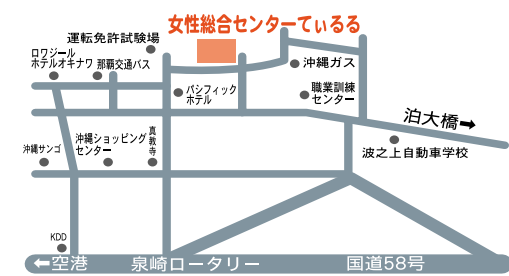
## 就業に関する援助(女性就業援助センター)

内 容	講習内容等
就業に関する相談 就業に必要な技術講習 対象: 就業を希望する女性で、修得した資格を生かした職に就きたい方	月曜日~金曜日 9:00 ~ 17:00 ・医療・介護事務科(医療事務管理士) ・経理事務科(日商簿記2級) ・ワード3級、エクセル3級 ・タクシードライバー養成科(普通2種免許) * 講習期間: 1日5時間 20日~40日程度

この他にも、女性問題に関する書籍・資料を集めた図書室、会議室など、男女問わずご利用できる施設があります。



住所 那覇市西3丁目11番1号  
 連絡先 各種講座、施設全般については、(098)866-9090  
 女性の悩み事相談については、(098)868-4010(相談室直通)  
 就業に関する相談は、(098)863-1788(女性就業援助センター直通)  
 ホームページ <http://www.tiruru.or.jp>



那覇交通(銀バス)「三重城」行きをご利用下さい。  
 バス停留所: 「西3丁目」パンフィックホテル前から徒歩3分